

「投資信託」を学ぼう②

あんびる えつこ Ambiru Etsuko 文部科学省消費者教育アドバイザー

「子供のお金教育を考える会」代表 (<http://www.kids-money.jp/>)。著書に「アクティブ・ラーニングで楽しく！消費者教育ワークショップ実践集」(大修館書店、2018年)ほか

お金理解度チェック

次の①～③のうち、内容が合っていると思うものの□に✓をしましょう。

- ① つみたてNISAで投資信託に投資した場合、非課税になるため、値下がりの損失を考慮する必要はない
- ② つみたてNISAは、一度口座を開設したら、金融機関の変更はできない
- ③ つみたてNISAは、課税期間終了後、翌年の非課税枠に移すこと(ロールオーバー)はできない

内容が合っているもの(✓)は……③

投資信託を始めるに当たり、知っておきたいのが「つみたてNISA」など非課税制度の存在です。今回は現行と今後の制度について解説します。

つみたてNISAは 分配金・譲渡益が非課税



つみたてNISAは、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積み立て・分散投資を促進するために設けられた非課税制度です。そのため対象となる商品は、長期・積み立て・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託(ETF)で、信託報酬が低く、販売手数料も0円(ノーロード)などの低コスト商品に限定されています。また、長期運用で複利効果が期待できるよう分配頻度が毎月ではない商品であることなどの基準も設けられています。

非課税となるのは、対象の投資信託の運用で得られた「普通分配金」と売却時の「譲渡益」に対してです。通常の税率は原則として、現在20.315%ですから、NISAの非課税の恩恵は大きいといえます。ただし、こうした恩恵が受けられるのは普通分配金や譲渡益が出た場合のみ、ということは肝に銘じておく必要があります。投資ですから、利益が出ず、逆に保有して

いる投資信託が値下がることも考えられます。NISA口座で保有していた投資信託が値下がりしてしまった後に売却し損失が出た場合には、ほかの一般口座や特定口座での利益と相殺(損益通算)はできません。また、元本払戻金(特別分配金)は元本の払い戻しに該当するものですから、そもそも非課税であり、NISAにメリットがあるわけではありません。

「一般NISA」と両立不可など制約も



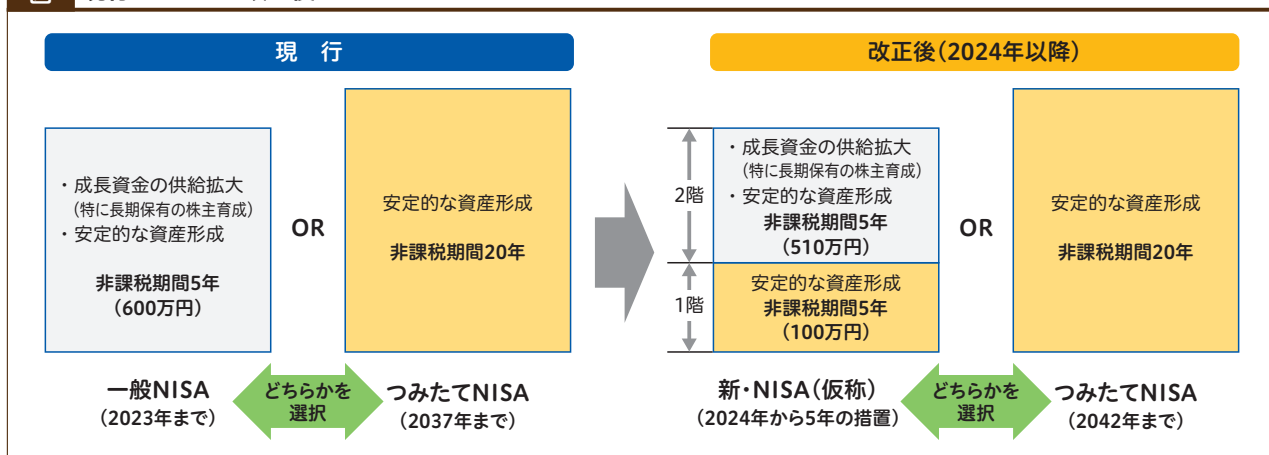
つみたてNISA(表)には、さまざまな制約があることも理解しておく必要があります。

まず、①NISA口座は1人1口座に限るため、つみたてNISAか、株式なども対象になる「一般NISA」のどちらかを選択する必要があります。②非課税投資枠は新規投資額で年間40万円までで、非課税枠の未使用分を翌年以降に繰り越

表 つみたてNISAとは

非課税対象	一定の投資信託で得られた分配金や譲渡益
非課税投資枠	新規投資額・毎年40万円が上限
非課税期間	最長20年間
投資対象商品	長期の積み立て・分散投資に適した一定の投資信託

図 現行のNISAと改正後



資料：金融庁「令和2年度 税制改正について—税制改正大綱における主要項目—」より筆者作成

すことはできない、といった点です。

加えて、③金融機関の変更は時間も手間もかかる、ということも利用前に知っておきたいポイントです。つみたてNISAを始めるには、証券会社や銀行で口座を開設する必要がありますが、後で金融機関を変更するとすると、その年に既に投資信託を購入している場合には、翌年まで変更できないといった制約があり、金融機関選びには慎重さが求められます。

つみたてNISA 2042年まで延長に

また、つみたてNISAの場合、④非課税期間は最大で20年が上限である、ということも理解しておきましょう。毎年購入した投資信託の普通分配金と譲渡益は、購入した年から数えて20年間は、非課税になります。しかしこの非課税期間の20年間で終了した時には、NISA口座以外の課税口座(一般口座や特定口座)に払い出しになります。つみたてNISAの場合、ロールオーバー(翌年の非課税投資枠に移す)ができないところがポイントです。

ところで、つみたてNISAは2037年までの制度とされていましたが、税制改正により2042年まで延長されることになりました。つみたてNISAで2042年中に購入した投資信託は、20年間(2062年まで)非課税で保有するこ

とができます。

この改正で、非課税期間5年の一般NISAは2階建ての「新・NISA(仮称)」に変更になり、原則として2階の非課税枠を利用するためには、1階の積立投資を行うこととなります(図)。例外として、NISA口座を開設していた人、または投資経験者が2階部分で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資が不要になります。

新・NISAの1階部分は、つみたてNISAと同様に積み立て・分散投資に適した一定の公募株式投資信託などの商品が対象になります。2階部分は上場株式・公募株式投資信託などになりますが、レバレッジ*を利かせている投資信託などは投資対象から除外されます。

1階部分、2階部分ともに非課税期間は5年間ですが、1階部分は、終了後につみたてNISAへ移行が可能です。口座開設可能期間もつみたてNISAが2042年までなのに対し、新・NISAは一般NISAの2023年終了後、2024年から2028年までの5年間の措置となります。

また、未成年の子の名義で開設する「ジュニアNISA」は、予定どおり2023年で終了になり、以降は新規に口座を開設することができなくなります。既に投資した部分については、対象の子が20歳になるまでは一定の要件の下、非課税で保有し続けることができます。

* 預けている資金以上の取引をすること